

# 令和8年度「市民プロデュース講座」募集要項

## 市民プロデュース講座の概要

学びたいことや取り組んでみたいことを、市民の皆さんのが主体的に企画し、運営する講座です。市民の皆さんの柔軟な発想を生かして、『学び合い 学び続ける 「ふじの人」づくり』を趣旨として、生涯にわたって誰もが気軽に集い学べるような企画、また、まちづくり・ひとづくりにつながるような企画等をお待ちしています。

## 対象者

次の要件を満たす者であること

### <団体の場合>

- 1 市の地域団体や社会教育関係団体、市内に在住、在勤又は在学の者等が中心となって組織された団体であること（例えば、各地区まちづくり協議会、地区まちづくりセンターで活動する自主グループ、地域で活動するNPOが該当します）
- 2 講座の企画・運営等に関する書類の作成、提出をすること
- 3 講座運営に係る業務を主体的に、全て受託者で完結できること
- 4 代表者（又は代理人）が講座実施に関わるヒアリングに対応すること
- 5 平日（日中）に市や受講希望者、受講生の問い合わせに速やかに対応できること

### <個人の場合>

- 1 市内に在住、在勤又は在学の者であること
- 2 講座の企画・運営等に関する書類の作成、提出をすること
- 3 講座運営に係る業務を主体的に、全て受託者で完結できること
- 4 講座実施に関わる書類の提出やヒアリングに対応すること
- 5 平日（日中）に市や受講希望者、受講生の問い合わせに速やかに対応できること

## 講座について

以下に示す第六次富士市総合計画等に基づく講座テーマに沿ったものとします。

### <講座のテーマ>

- |                  |                |
|------------------|----------------|
| 1 安全・安心          | 安心できる暮らしを守るまち  |
| 2 子育て・教育・文化・スポーツ | 次代を担うひとを育むまち   |
| 3 健康・福祉          | 支え合い健やかに過ごせるまち |
| 4 環境             | 豊かな環境を保ち継承するまち |
| 5 産業             | 活力を創り高めるまち     |
| 6 観光・シティプロモーション  | 魅力を活かし人と人を繋ぐまち |
| 7 まちづくり          | 快適な暮らしを続けられるまち |

8 デジタル変革	誰もがデジタルの力で「価値」の高い生活を送るまち
9 SDGs	SDGs の理念を実現するまち

ただし、次に掲げるような講座は対象外となります。

- 1 営利活動等、特定の団体・グループや組織及び個人の利益につながるもの
- 2 特定の政党の利害に関するもの、政治活動に関するもの
- 3 特定の宗教の支持、特定の教派・宗教・教団等の支援に関するもの、宗教活動に関するもの
- 4 受講者に対して物品販売行為を行うもの（講座に必要な教材費の負担を除く）
- 5 その他、市が適当でないと認めた場合

#### <受講生>

市内に在住、在勤又は在学している者

#### <受講者の募集定員>

原則として10人以上の参加が見込めるよう、定員を設定してください。

※講座の運営に支障のないよう、会場の収容人数及び駐車台数並びに講座に従事するスタッフ数等を考慮して、定員を設定してください。

#### <講座の実施時期と講座回数>

原則、当該年度の11月から2月末までの期間で、2～6回の講座を計画してください。

#### <実施日時>

教育プラザ・まちづくりセンター開館日で、次に掲げる3つの時間区分のうち、1つの時間区分内で講座を実施し、準備から片付けまでを全て行ってください。※なお2つの時間区分にまたがる会場の利用はできません。

- 1 午前（午前9時から正午まで）
- 2 午後（午後1時から午後5時まで）
- 3 夜間（午後6時から午後9時まで）

#### <会場>

教育プラザ・各地区まちづくりセンター

※ 学習に必要な観察会や見学会等は、まちづくりセンター・教育プラザ外でも可とします。ただし、講座のうち少なくとも1回は、まちづくりセンター・教育プラザ内で実施してください。

※ 各まちづくりセンターの部屋の定員および駐車場の台数は、市ウェブサイトでご確認ください。

## <令和7年度実績>

### 3 2 講座実施

#### 講座の計画と実施

##### <連絡調整及び相談>

講座を実施する者は、講座計画の作成やその内容の実施にあたって、市と十分連絡を行うものとします。なお、計画や実施に関する相談には市が応じます。

##### <準備と運営>

- 1 講座の準備に係る事務（講座配付資料の作成、教材費※の徴収、講師手配、当日の受付）は、受託者が行い、会場設営及び片付け等は参加者と共に行うものとします。ただし、後述「市の支援内容」に掲げる事務を除きます。
  - 2 調理を伴う講座については、参考資料4「まちづくりセンター講座における調理を伴う講座開催手順書」を参考してください。
  - 3 託児付きの講座で保育者の手配が必要な場合は、事前にご相談ください。なお、それにかかる手配や謝礼の支払いは受託者が行うものとします。
- ※ 「教材費」とは、講座を実施する上で必要不可欠で、受講者個人の所有となるものや直接的な利益となるものに係る費用を指し、製作物の材料費、調理実習の食材費、書籍代等が該当します。

##### <市の支援内容>

講座の準備と運営に係る事務のうち、次に掲げる事務は市が受け持ります。

- 1 会場となる教育プラザ・まちづくりセンターの施設利用予約
  - 2 講座の広報（広報紙及び市ウェブサイトへの掲載、募集チラシの掲示及び配架等）
  - 3 受講生の募集、受付、受講申込者名簿の作成
  - 4 受講料※の徴収
- ※ 「受講料」とは、市で定める金額を受講者が市に納入するものを指し、受託者の収入となるものではありません。

#### 委託金

講座に必要な経費として、8万円以内の委託金（消費税相当額を含む）をお支払いします。なお、8万円を超える部分については自己負担となります。

委託金は業務完了後に、書面により業務委託金の支払いを請求することができます。

必要な経費は別表一のとおりです。

別表一

企画運営料	講座を企画・運営した者への経費（1講座につき6,000円） ※企画運営料について、講座を実施した場合のみ請求できます。
報償費	講師等謝礼、託児保育者等謝礼
消耗品費	文具購入費、用紙購入費等
印刷製本費	講座配付資料の印刷、受講者募集チラシの印刷等
通信運搬費	講師依頼状を送付する際の切手代、欠席者への資料郵送代等
使用料及び賃借料	会場使用料、施設利用料等
その他	その他市が必要と認める経費

※ 報償費の金額は、別紙「市民プロデュース講座実施要領」の別表二(報償費)に準じます。

※ 企画・運営を委託するため、原則、報償費のみが経費とならないように注意してください。

### 手続きの流れ

#### ＜応募書類の提出＞

令和8年2月27日(金)17:00までに、社会教育課(富士市教育プラザ1階)に、次に掲げる書類を直接または電子申請で提出してください。

※ 実施計画・経費等について、市から要望や条件を添える場合があります。

- ・市民プロデュース講座受託者応募書（様式第1号）
- ・市民プロデュース講座実施計画書（様式第2号）
- ・市民プロデュース講座収入・支出経費計画書（様式第3号）

また、次に掲げる書類があれば併せて提出してください。提出は任意です。

- ・団体の規約又は会則
- ・その他経歴や活動をPRする資料

様式の提出は右の二次元コードからもできます。

URL: <https://logoform.jp/form/5KXT/789575>



## <選考方法>

受託者応募書、実施計画書、収入・支出経費計画書提出後に社会教育課にてヒアリングを行います。ヒアリングを受けた後、審査を行います。審査結果をお知らせし、実施が決定した場合は、実施に向け打ち合わせを行い、詳細を決定します。

※応募者多数の場合、新規の方を優先させていただく場合もございます。ご了承ください。

実施する会場（各地区まちづくりセンター・教育プラザ）によって、部屋の収容人数や駐車台数、貸出可能な備品等が異なります。また運営の都合上、個別のルールを定めている場合があります。

スムーズな講座運営のため、事前に必ず、開設を希望するまちづくりセンター・教育プラザにご相談ください。

## 教育プラザ・各地区まちづくりセンター施設一覧

【2023.12.1 現在】

施設名	所在地	TEL	FAX
教育プラザ	八代町 1-1	30-6820	30-6821

まちづくりセンター名	所在地	TEL	FAX
中部 ブロック	吉原	高嶺町 6-3	53-1580
	伝法	伝法 2743-2	51-4091
	今泉	今泉 7 丁目 12-37	51-4200
	青葉台	一色 288-4	22-0600
東部 ブロック	吉永	比奈 1447-1	34-1014
	元吉原	大野新田 744-2	33-0170
	須津	中里 1143-1	34-0004
	浮島	西船津 215-2	38-0930
	原田	原田 485	52-0124
北部 ブロック	富士見台	富士見台 6 丁目 1-1	21-7102
	神戸	さんどまき 142	21-2203
	吉永北	鶴無ヶ淵 162-1	21-3559
	大淵	大淵 2885-4	35-0002
南部 ブロック	富士駅北	平垣本町 6-13	63-5211
	富士北	米之宮町 288	64-0099
	富士駅南	横割 1 丁目 4-15	63-2625
	田子浦	中丸 232	63-5209
	富士南	森下 52-1	64-3632
西部 ブロック	岩松	松岡 841-3	63-5210
	岩松北	岩本 88-1	60-8008
	富士川	岩淵 121	81-1111
	松野	南松野 1792-2	56-1055
北西部 ブロック	鷹岡	久沢 836-1	71-3215
	広見	石坂 470-5	21-3444
	天間	天間 1106-1	71-4007
	丘	厚原 2099-14	71-3961

## 市民プロデュース講座に関するお問い合わせ

担当課	所在地	TEL	FAX
社会教育課	八代町 1-1	30-6820	30-6821